

# 指定管理者制度の見直しの概要

## 1 改正の趣旨

道教委における指定管理者選定手続の不適正事務の発生などにかんがみ、指定管理者の選定手続における公平性・公正性の確保に向けた措置を講じるとともに、事業者が競争性を高めながら創意工夫を発揮できるよう、所要の改正を行う。

## 2 主な改正内容

### (1) 指定管理者の選定手続等に関する見直し

#### ① 選定手続の公平性・公正性の確保（職員からの不正な働きかけ禁止規定の整備等）

《運用指針Ⅳの1(1)～(4)》

##### ア 施設所管課等の担当職員の遵守事項

- ・ 特定の申請者（申請を検討している者を含む）や選定委員への不正な働きかけ等の禁止
- ・ 職務上知り得た秘密の漏洩禁止
- ・ 申請者から有利な情報及び意見の特別な提供の求め等への対応禁止
- ・ 職務上必要な指示等を除き、申請者との個別接触の禁止
- ・ 申請者への施設案内等は、駐在職員など複数人で対応（道職員単独での対応禁止）
- ・ 上記のほか、手続の公平性・公正性を阻害する行為の禁止
- ・ 公平性・公正性を阻害する情報を得た場合、道の内部通報窓口へ通報
- ・ 条例、施行規則、運用指針等の規定を遵守し、研修会等により制度の理解に努める

※職員が、上記の公平性・公正性を損なう行為を行った場合に、地方公務員法上の懲戒処分等の対象となる場合があることについて明記

##### イ 申請者の遵守事項

- ・ 選定委員及び職員に対する個別接触や不正な働きかけ等の禁止
- ・ 不正な利益を得るために連合することや申請書類への虚偽記載の禁止
- ・ 道からの派遣職員や元道職員に対し、選定手続の担当職員と個別接触しない措置を講じる
- ・ 職員や選定委員から、不正な働きかけ等を受けた場合、速やかに道の総合相談窓口へ通報

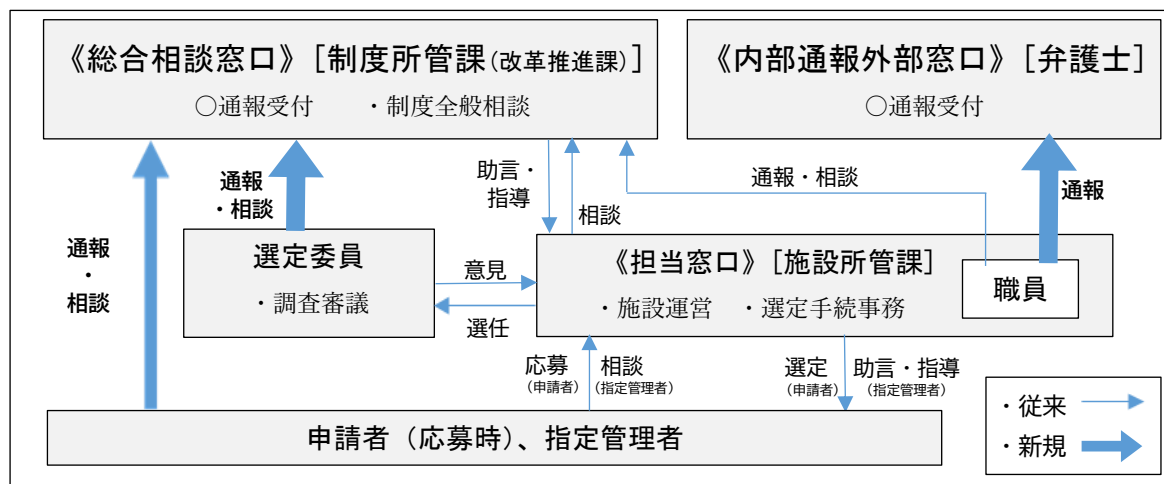
##### ウ 選定委員の遵守事項

- ・ 特定の申請者を有利に、または不利にする取扱いの禁止
- ・ 恣意的な調査審議の禁止
- ・ 職務上知り得た秘密の漏洩禁止（職を退いた後も同様）
- ・ 調査審議に関して、申請者との個別接触の禁止
- ・ 特定の申請者に有利な内容にするための発言等の求めへの対応禁止
- ・ 申請者や職員から、不正な働きかけ等を受けた場合は、速やかに道の総合相談窓口へ通報
- ・ 自己、配偶者、3親等以内の親族が利害関係を有する申請者に関する調査審議不可

## エ 北海道指定管理者制度総合相談窓口の設置

申請者及び選定委員が、不正な働きかけ等を受けた場合の通報先や、指定管理者制度全般に関する相談先として、総務部行政局改革推進課に総合相談窓口を設置

### <指定管理者制度における新たな相談体制>



### ※北海道職員等の内部通報制度に関する要綱 (R4. 11. 1 改正)

#### ・ 外部窓口の設置

庁内窓口（総務部行政局改革推進課）に加え、新たに外部窓口（総務部長が指定する弁護士）を設置するとともに、外部窓口への通報の手続を規定

#### ・ 内部通報しやすい制度の見直し等

新たに通報書の様式を定めるとともに、北海道電子自治体共同システムの簡易申請機能を活用した通報の受理など、より通報しやすい環境を整備

## ② 選定委員の選任手続における公平性・公正性の確保《運用指針Ⅳの5(3)イ・ウ》

### ア 選定手続への住民参画の促進

選定委員の選任について、住民からの公募に努める

### イ 選定委員の選任における中立性の確保

- ・ 学識経験者や財務に精通している中小企業診断士など専門的知識を有する者から過半数を選任することを基本とし、関係する公的な団体等からの推薦によるなど選任の中立性を確保
- ・ 一般職に属する道職員（元道職員を含む）を選任しないこと

### ウ 利害関係等の確認書等の提出依頼

申請者と利害関係の有無や不正な働きかけの通報などの注意事項等を確認書で確認

### エ 選任手続への制度所管課の関与

委員の任命の決定の際は、制度所管課及び各部代表課に合議

## ③ 審査手続の公平性・透明性の確保《運用指針Ⅳの5(1)ウ》

プレゼンテーションの際に代表課職員を同席させる等、審査手続の公平性・透明性の確保する措置を講ずるとともに、申請者名等を明らかにした上で審査することを可能とする。

④ 選定スケジュールの前倒しや公募期間・準備期間の延長《運用指針Ⅳの6(1)及びⅤ》

申請しやすい環境の整備のため、公募時期・指定時期の前倒しや公募期間・準備期間を延長

- ・ 公募時期（10月→7月）、公募期間（50日以上→2ヶ月以上）
- ・ 指定時期（1定議会→4定議会）

※ 令和5年度以降に実施する指定管理者選定手続から適用

《従来のスケジュール》															
4月	5月	6月	2定	7月	8月	9月	3定	10月	11月	12月	4定	1月	2月	3月	1定
				公募準備 提案準備		債務負担 行為設定		公募 [50日以上]		選定 [30日]		指定準備 提案準備		指定管理 者の指定	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     公募・選定期間 80日程度→100日程度に延長                 </div>												<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">                     今回の事案にも再選定 できる期間を確保                 </div>			
《新スケジュール》															
4月	5月	6月	2定	7月	8月	9月	3定	10月	11月	12月	4定	1月	2月	3月	1定
公募準備 提案準備		債務負担 行為設定		公募 [2ヶ月以上]			選定 [30日以上]		指定準備 提案準備		指定管理 者の指定		引継(準備)期間・ 再選定期間		

⑤ 緊急時の指定期間の延長規定の整備《運用指針Ⅳの4(1)表中(5)》

原則5年の指定期間を、緊急の場合は、例外的に非公募で1年とできる規定を整備(要議決)

(2) 指定管理者制度の活性化に関する見直し

① 自主企画事業の手続簡素化等による活用促進《運用指針Ⅵ》

**ア 自主企画事業の定義を明確化**  
指定管理業務以外に、施設の利用者の増加や利便性の向上、管理の目標の達成を図ることを目的として、負担金の範囲外で、指定管理者が自ら企画し実施する事業

**イ 自主企画事業の手続を簡素化**  
施設の設置目的内の自主企画事業については、行政財産の使用許可不要

**ウ インセンティブ**  
自主企画事業による収入については、全て指定管理者に帰属

※ 利益の一部を道への還元や施設の効用を高めるために使用することが適当と認められる場合は、事業実施前に協議によりその取扱いを決定

② 選定スケジュールの前倒しや公募期間・準備期間の延長（再掲）

(3) 指定管理者制度見直しの実効性の確保

① コンプライアンス確立会議、職場研修及び内部統制制度を通じた不適正事務の防止

職員のコンプライアンス意識の徹底のため、コンプライアンス確立会議や職場研修において当該事案を報告し、職員の注意喚起を促進するとともに、内部統制制度において事業者への適切な対応業務を重要リスクとして取扱い、不適正事務の防止を徹底

② 施設所管課担当職員の研修会の開催

施設所管課の担当職員の制度理解や指定管理者等への適切な対応に繋げるため、職員の遵守事項を分かりやすく整理したマニュアルを活用し、毎年、研修会を開催

③ 指定管理者との意見交換会の実施《運用指針Ⅶの2》

指定管理者の現状や課題・要望を把握するため定期的な意見交換を実施(指定期間中に1回以上)